

滋賀県水道生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 知事は、水道施設耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、県民生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、補助対象事業又は事務の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年 3 月 20 日滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚 労 省 令 第 6 号）その他の法令関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第 2 条 補助事業は、水道整備計画に記載された次に掲げる事業（法律又は予算制度に基づき別途国および県の負担又は補助を得て実施するものを除く。）とし、事業の細目については、別に定めるものとする。

(1) 水道施設耐震化事業

水道施設の耐震化に関する事業

(2) 水道事業運営基盤強化推進等事業

水道事業の広域化に関する事業

(3) 官民連携等基盤強化推進事業

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画作成等に関する事業

(4) 水道事業における IoT 活用推進モデル事業

IoT 技術を活用して科学技術イノベーションを指向する事業であって、知事が認める事業

(補助率)

第 3 条 補助率は、取扱要領別表第 1、2、4 に定めるとおりとする。

(補助事業者)

第 4 条 補助事業者は、企業庁、市町、一部事務組合および P F I 事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者をいう。）とする。

ただし、第 2 条（2）については、別に定めるものとする。

(補助対象施設)

第 5 条 この補助金の交付の対象となる施設（飲料水供給施設を含む。）は、次に掲げる施

設とする。

- (1) 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設は、水道法第5条に規定する施設基準に適合すること。
- (2) 簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設は、「簡易水道等国庫補助事業に係る施設基準について」(昭和53年1月30日環水第8号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知)に適合し、かつ、第5に掲げる簡易水道等の事業計画基準に該当すること。

(補助金の額算定方法)

第6条 補助事業に対する毎年度の補助金の交付の対象となる事業費は、別表第5に定める算定基準により算定するものとし、細目については別に定めるものとする。

(水道整備計画)

第7条 水道整備計画の細目については、別に定めるものとする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、毎年度、水道整備計画に定められた補助事業のうち補助金を充てて実施するものについて、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 補助事業者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更交付申請)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付(一部取消)申請等を行う場合には、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、第8条に定める申請手続きに従い、速やかに行うものとする。

(交付決定)

第10条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、交付の決定をするものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、別に定める条件を付するものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、別に条件を付することができる。

(補助金の概算払い)

第11条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときには、別紙様式 2 による報告書に
関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日(事業の中止又は廃
止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した
日)又は補助金の交付決定があった翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、知事
に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付決定があった年度の 3 月 31 日ま
でに別紙様式 3 による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、第 8 条の 2 ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合
において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係
る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して
報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の
審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が
補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適
合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するもの
とする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補
助金が交付されているときは、期限を決めて、その超える部分について県に返還するこ
とを命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、第 8 条の 2 ただし書に定めるところにより交付の申請を行った
場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地
方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したとき
(仕入控除税額が 0 円の場合を含む)には、その金額(第 12 条の 2 の規定により減額し
た場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式 4 により速やかに、
遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 10 日までに知事に報告しな
ければならない。

2 知事は、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、仕入れに係る
消費税等相当額の返還を命ずる。

(標準事務処理期間)

第 16 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請
があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から 14 日
以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、規則第 12 条の規定による実績報告があっ
た日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(実施の細目)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

付 則 (一部改正)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則 (一部改正)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

付 則 (一部改正)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。